

令和7年度

学校体育施設等 地域開放事業

ご利用のしおり



日進市教育委員会

目次

1	学校体育施設等 地域開放事業について.....	2
2	利用手順.....	2
(1)	まずはじめに・・・団体登録をする	2
	申請書の記入例：学校体育施設等使用団体登録申請書（梨の木小学校以外）	3
	申請書の記入例：梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書.....	4
(2)	団体登録が済んだら・・・利用申請をする	5
	申請書の記入例：学校体育施設等使用許可申請書（梨の木小学校以外）	6
	申請書の記入例：梨の木小学校施設地域開放使用申請書	7
3	利用施設及び利用時間	8
(1)	市内小中学校（梨の木小学校を除く）の利用.....	8
(2)	梨の木小学校の利用	8
4	利用上の注意.....	8
(1)	許可書の取り扱い.....	8
(2)	カギの開閉.....	8
(3)	利用時間・マナー	9
(4)	駐車場の利用	9
(5)	運動場・体育館の利用	9
(6)	キャンセルの手続.....	9
(7)	災害時の対応	10
(8)	緊急時のA E D使用	10
(9)	その他	11
5	各校指定駐車場及びAED設置場所について	12

I 学校体育施設等 地域開放事業について

この事業は、小・中学校体育施設等を学校教育に支障のない範囲で市民に開放することにより、生涯学習活動の推進とコミュニティの育成に寄与することを目的としているものです。自治会や子ども会等を始めとした地域活動のために学校施設を開放するもので、クラブやサークル（趣味）活動には利用できませんのでご注意ください。

2 利用手順

(1) まずはじめに・・・団体登録をする

所定の申請書を、学習政策課に提出してください（WEB申請、メール、郵送可）。

【提出先】日進市学習政策課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

メール：gakushu@city.nisshin.lg.jp

WEB 申請

（地域開放事業

ホームページ内）



日進市教育委員会による許可後、団体登録証を「申請者」宛てに送付します。

※毎年登録の手続きが必要です。

【提出する申請書】

梨の木小学校以外

梨の木小学校

学校体育施設等使用団体登録申請書

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

（参考）団体登録の要件

日進市内に在住する責任者を有する団体のうち、次の要件を備えた団体とする。

①地域活動を主たる目的とする団体

②概ね10人以上で組織する団体

③学校体育施設スポーツ開放事業の登録団体以外の団体

申請書の記入例：学校体育施設等使用団体登録申請書（梨の木小学校以外）

第1号様式（第6条関係）

記入例

学校体育施設等使用団体登録申請書

令和〇年〇月〇日

日進市教育委員会 あて

申請者（登録団体の会員に限る）の住所・
氏名・電話番号を記入してください。
※許可書は申請者宛てに送付します。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 日進市蟹甲町池下〇〇
申請者
氏 名 日進 太郎
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

令和〇年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり
申請します。

記

グループ名（グループ名 のない場合は代表者名）	〇〇〇	
使 用 活 動 内 容	子ども会活動	
代 表 者 名	氏 名	日進 太郎
	住 所	日進市蟹甲町池下〇〇
	電話番号 自宅	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
会 員 名 簿	氏 名	住 所
	日進 花子	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇
	東海 三朗	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇
	愛知 治郎	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇
		別途、会員名簿をお持ちの方は、「別添の とおり」としていただいても構いません。

申請書の記入例：梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

第1号様式（第6条関係）

記入例

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

令和〇年〇月〇日

日進市教育委員会 あて

申請者（登録団体の会員に限る）の住所・氏名・電話番号を記入してください。
※許可書は申請者宛てに送付します。

申請者 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
日進市蟹甲町池下〇〇
氏 名 日進 太郎
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

令和〇年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設学校名	梨の木小学校		
グループ名（グループ名のない場合は代表者名）	〇〇〇		
使用活動内容	子ども会活動		
代表者名	氏名	日進 太郎	
	住所	日進市蟹甲町池下〇〇	
	電話番号	自宅	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 携帯電話 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
会員名簿	氏名	住 所	
	日進 花子	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇	
	東海 三朗	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇	
	愛知 治郎	日進市〇〇〇〇〇〇〇〇	
		別途、会員名簿をお持ちの方は、「別添のとおり」としていただいても構いません。	

(2) 団体登録が済んだら・・・利用申請をする

所定の申請書を、利用月の3か月前から利用月の前月15日までに学習政策課に提出してください。

(例：7月に利用する場合は、4月1日から申請が可能で、6月15日までに申請する。(ただし、4月利用分のみ、2か月前から申請可能。))

【提出する申請書】

梨の木小学校以外

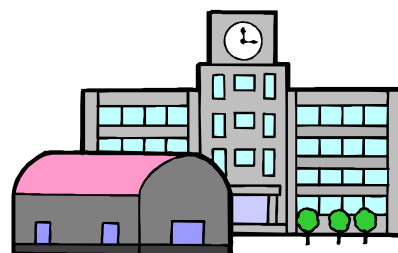
学校体育施設等使用許可申請書

梨の木小学校

梨の木小学校施設地域開放使用申請書

<申請時の注意事項>

- ①完全学校閉校日(8月中旬)及び年末年始(12月28日から1月4日まで)は、原則利用できません。
- ②学校の行事などにより利用できない場合がありますので、ご了承ください。また、利用許可後でも学校や市の都合等により利用できなくなる場合がありますので、ご了承ください。
- ③原則、学校備品の貸出は行いませんので、各団体でご準備ください。
- ④スポーツ開放事業(担当：学び支援課)で翌月分の体育施設貸出し予約を行いますので、利用希望日の属する月の前月1日までに申請していただくことをおすすめします。



申請書の記入例：学校体育施設等使用許可申請書（梨の木小学校以外）

第4号様式（第8条関係）

記入例

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

令和〇年〇月〇日

日進市教育委員会 あて

申請者（登録団体の会員に限る）の住所・氏名・電話番号を記入してください。
※許可書は申請者宛てに送付します。

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
日進市蟹甲町池下〇〇
申請者 氏名 日進 太郎
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

団体等の名称 〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用施設	使用年 月 日	時 間
1 体育館	令和〇年 〇月 〇日 (〇曜日)	1 8時～10時 4 13時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
1 体育館	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時 4 15時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
1 体育館	年 月 日 (曜日)	1 8時～10時 4 15時～17時
2 運動場		2 10時～12時 5 19時～21時
3 柔剣道場		3 13時～15時
使用目的	子ども会行事開催のため	
使用者数	大人 〇〇 人	子供 〇〇 人
備考	〇〇 小学校 利用 申請者メールアドレス	

＊貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に〇印を記入してください。

以降は記入不要です

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日 済	

申請書の記入例：梨の木小学校施設地域開放使用申請書

記入例

第4号様式（第8条関係）

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

令和〇年〇月〇日

日進市教育委員会 あて

申請者（登録団体の会員に限る）の住所・氏名・電話番号を記入してください。
※許可書は申請者宛てに送付します。

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
日進市蟹甲町池下〇〇
申請者 氏 名 日進 太郎
電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

団体等の名称 〇〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

※「会議室」「多目的」は、放課後児童クラブで使用しているため、貸し出ししていません。

記

使 用 施 設	使 用 年 月 日	時 間
1 会議室	令和〇年 〇月 〇日 (〇曜日)	1 8時 ~10時
2 ランチルーム		2 〇時 ~12時
3 多目的		3 13時 ~15時
4 体育館		4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時 ~10時
2 ランチルーム		2 10時 ~12時
3 多目的		3 13時 ~15時
4 体育館		4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時 ~10時
2 ランチルーム		2 10時 ~12時
3 多目的		3 13時 ~15時
4 体育館		4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室	年 月 日 (曜日)	1 8時 ~10時
2 ランチルーム		2 10時 ~12時
3 多目的		3 13時 ~15時
4 体育館		4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
使 用 目 的	子ども会行事開催のため	
使 用 者 数	大 人 〇〇 人	子 供 〇〇 人
備 考	申請者メールアドレス	

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に〇印を記入してください。

以降は記入不要です

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日 済	

3 利用施設及び利用時間

(1) 市内小中学校（梨の木小学校を除く）の利用

利用施設	体育館、運動場、柔剣道場（※中学校のみ）	
利用時間	平日	19時～21時
	土・日・祝日	8時～21時 (※12～13時、17～19時は、原則利用できません。)

(2) 梨の木小学校の利用

利用施設	ランチルーム、体育館、運動場	
利用時間	平日	19時～21時
	土・日・祝日	8時～21時 (※12～13時、17～19時は、原則利用できません。)

※「会議室」「多目的」は、放課後児童クラブで使用しているため、貸し出ししていません。

4 利用上の注意

(1) 許可書の取り扱い

- ・利用時は、使用許可書を持参し、管理人に提示してください。
- ・使用許可の権利を、他人に転貸・譲渡しないでください。

※申請者と実際の利用者が異なる場合は、利用中止や団体登録の取消しを行う場合があります。

(2) カギの開閉

- ・管理人を配置していますので、当日、貸出時間に直接学校にお越しください。施設の開錠は、貸出時間の15分前を目途に行います。貸出時間以降になっても開錠されていない場合は、学習政策課にご連絡ください。

(3) 利用時間・マナー

- ・利用時間を厳守してください。利用時間には、準備や後片付けの時間が含まれます。終了15分前には後片付けを始めてください。
- ・室内で窓等を開けた場合は、必ず施錠してください。
- ・ごみは絶対に捨てず、各自で必ず持ち帰ってください。
- ・学校敷地内は、禁煙及び原則、火気厳禁です。
- ・利用後は、清掃をしてください。
- ・使用許可施設以外は、立ち入らないでください。
- ・器具などを使用した場合は、必ず元に戻してください。
- ・器具などを破損した場合は、管理人及び学習政策課に速やかに報告してください。※修理費は団体で負担してください。
- ・学校備品の貸し出しは原則行いませんので、ご了承ください。
- ・音響機器等の音の出る機器の持ち込みをする場合は、近隣住民の方に迷惑にならないよう必要最小限の使用に限定し、音量についても配慮してください。また、事前に近隣住民の方に周知していただくなど、トラブル防止にご協力をお願いします。

(4) 駐車場の利用

- ・指定場所以外に駐車しないでください。※指定場所については、12ページ以降を参照してください。
- ・駐車場には限りがありますので、乗り合わせにご協力ください。
- ・施設図上の駐車台数は、駐車可能台数を保証するものではありません。当日の教職員や他の団体の利用状況により変動します。

(5) 運動場・体育館の利用

- ・運動場を利用した場合は、備え付けのコートブラシやグラウンドレーキ(トンボ)などで整備してください。
- ・体育館を利用する場合は、必ず室内専用シューズ(各自で用意)を使用してください。
- ・体育館及び柔剣道場を利用した場合は、備え付けのモップで清掃してください。
- ・トイレを使用した際は清掃してください。

(6) キャンセルの手続

- ・利用を取り消す場合は、前日(前日が市役所の閉庁日の場合は、直前の開庁日)の17時15分までに必ず学習政策課にご連絡ください。
※市役所の開庁日：平日の8時30分から17時15分まで

- ・ 利用開始予定時間から1時間利用がない場合は、無断キャンセルの扱いになります。無断でキャンセルした団体は、次のように取り扱います。

1回目 代表者への注意

2回目 当該年度の団体登録の取消し

(7) 災害時の対応

【暴風警報・暴風雪警報発表時】

- ・ 日進市に発表されている暴風・暴風雪警報が、利用開始時間2時間前までに解除されない場合は、施設を利用できません。
- ・ 利用時間中に上記警報が発表される可能性が高い場合や警報が発表された場合は、利用者の安全確保のためや施設を避難場所として使用する可能性があるため、施設利用を中止し、速やかにお帰りください。利用を中止する際は、必ずメンバー全員に連絡をしてください。
- ・ 帰宅が困難または危険と認められるときは、危険な状況が解消されるまでそのまま待機しててください。

【南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時】

- ・ 南海トラフ地震沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合は、施設は利用できません。また、利用時間中に当該情報が発表された場合は、利用を中止し、速やかにお帰りください。利用を中止する際は、必ずメンバー全員に連絡をしてください。
- ・ 南海トラフ地震に関する情報が発表された後、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合は、施設利用が可能です。ただし、携帯ラジオなどの情報収集ができる手段を準備したうえで施設を利用し、常に情報収集に努めるとともに、速やかに利用中止ができるように準備しておいてください。

(8) 緊急時のAED使用

- ・ 各学校にAEDが設置してあります。緊急時にAEDが使用できるよう、設置場所を確認しておいてください。基本的には体育館付近（外側）に設置してあります。
- ・ AEDを使用するまでの手順
 - ①心肺停止の緊急事態の発生
 - ②119番に通報する
 - ③体育館付近（梨の木小学校は地域開放入り口付近）にあるAEDを取り出す
 - ④対象者にAEDを使用する
 - ⑤管理人に連絡する

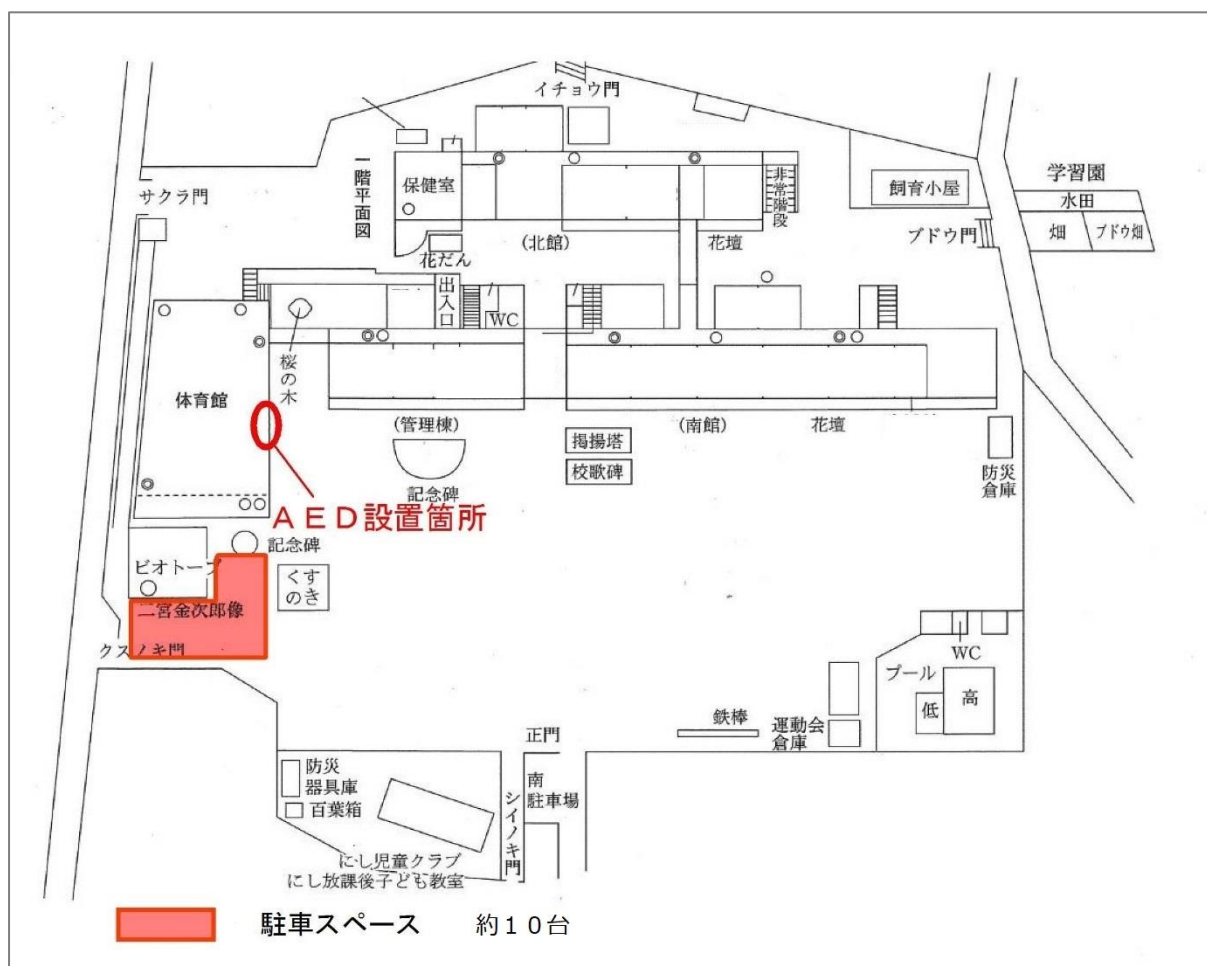
(9) その他

- ・利用時の盗難については、責任を負いません。手荷物等貴重品の管理を徹底してください。
- ・利用許可後でも、天候（運動場の不良等を含む）や学校・市の都合等により利用できなくなる場合がありますので、ご了承ください。

5 各校指定駐車場及びAED 設置場所について

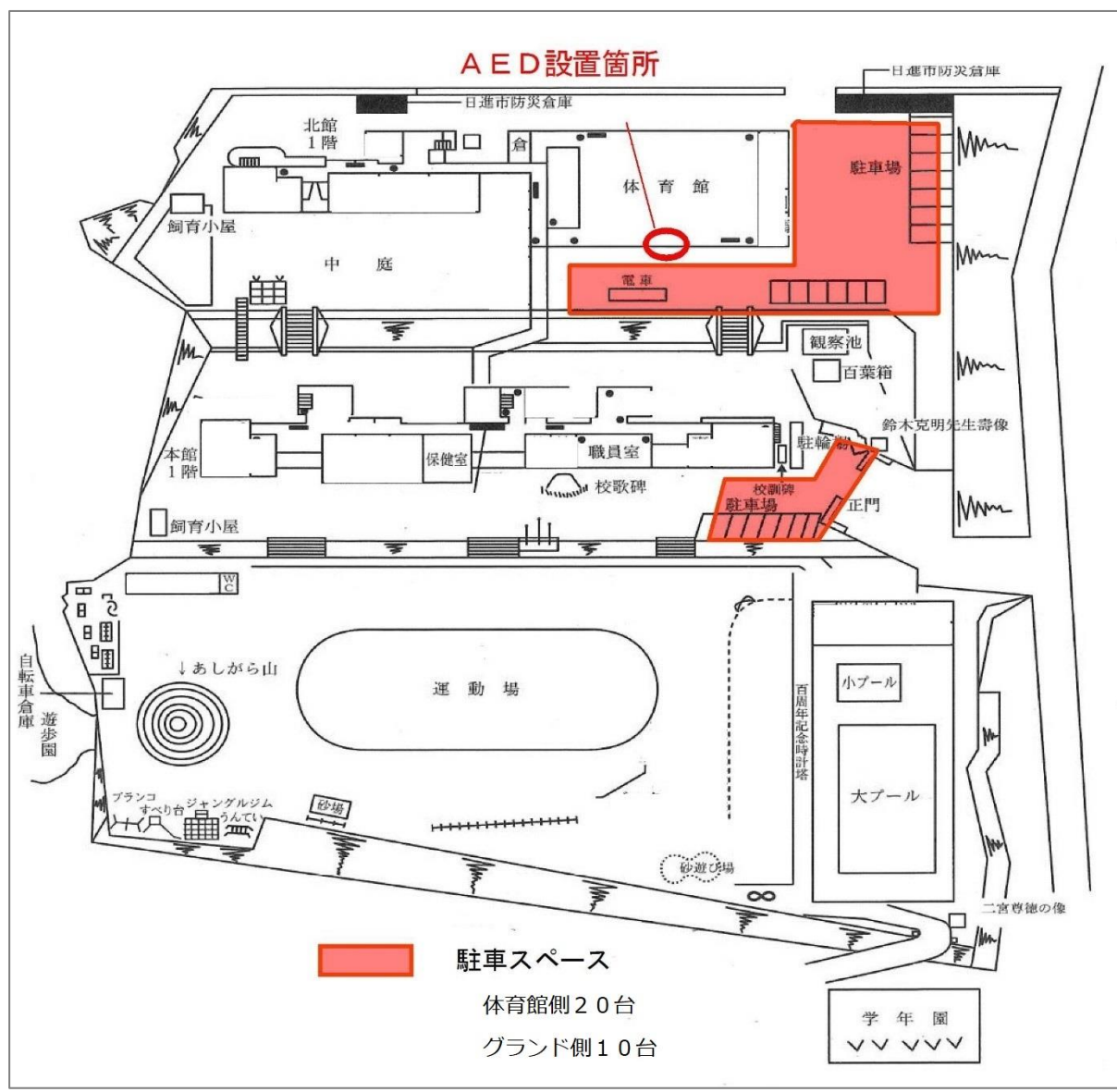
西小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



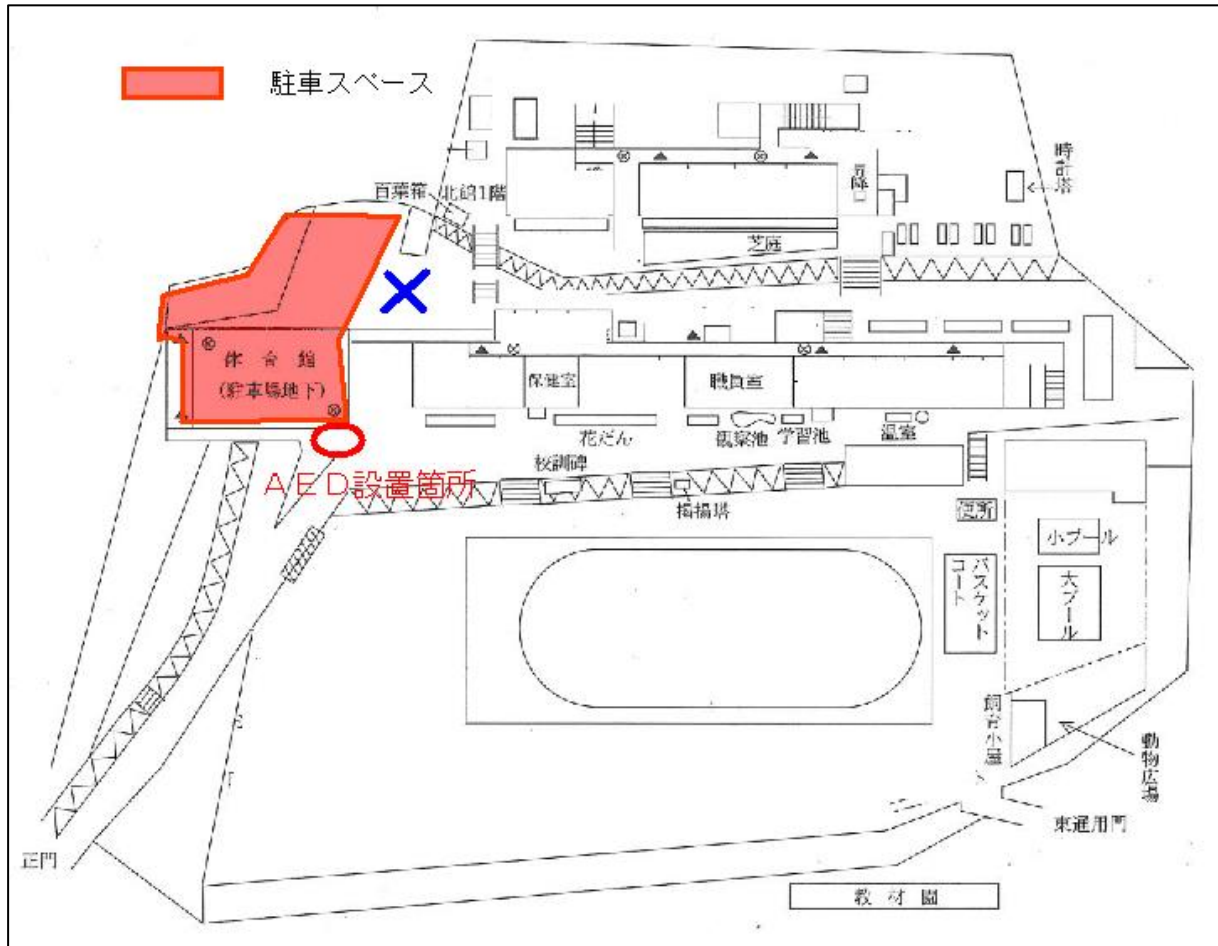
東小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



北小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

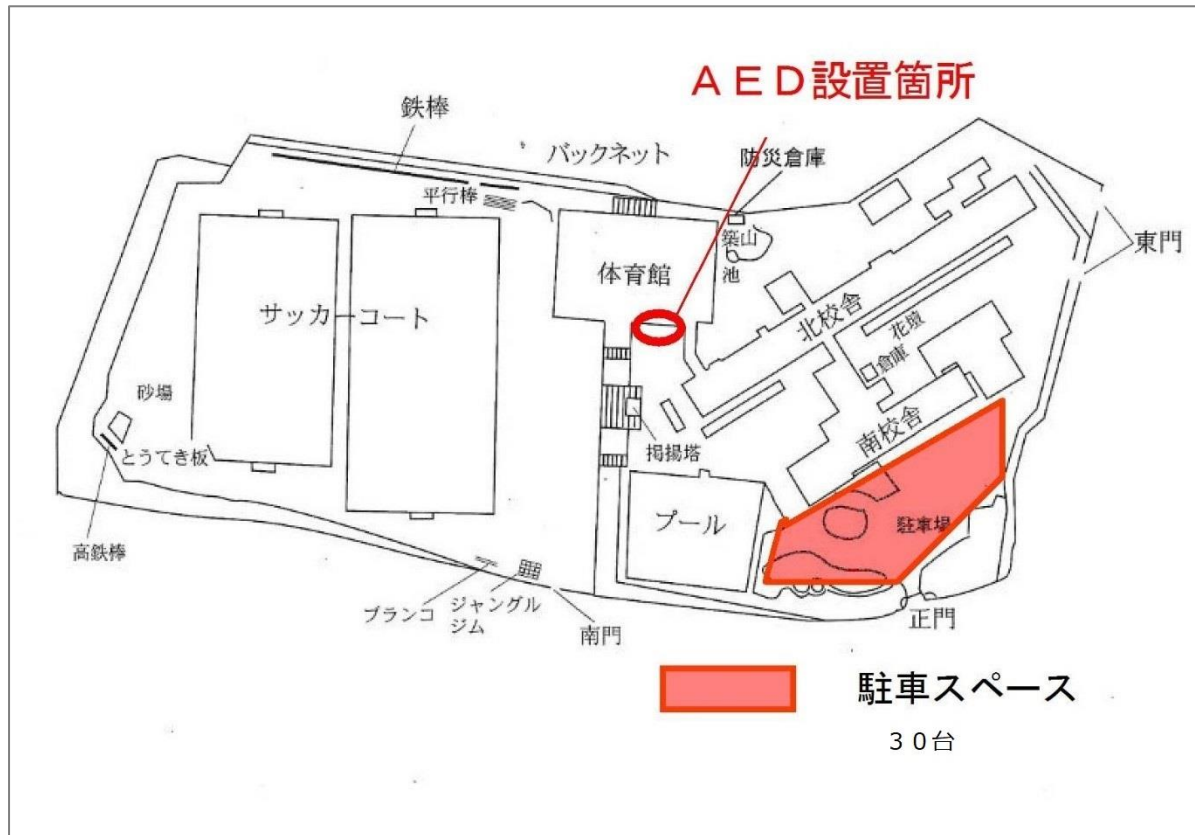


※×のスペースには駐車をしないでください。



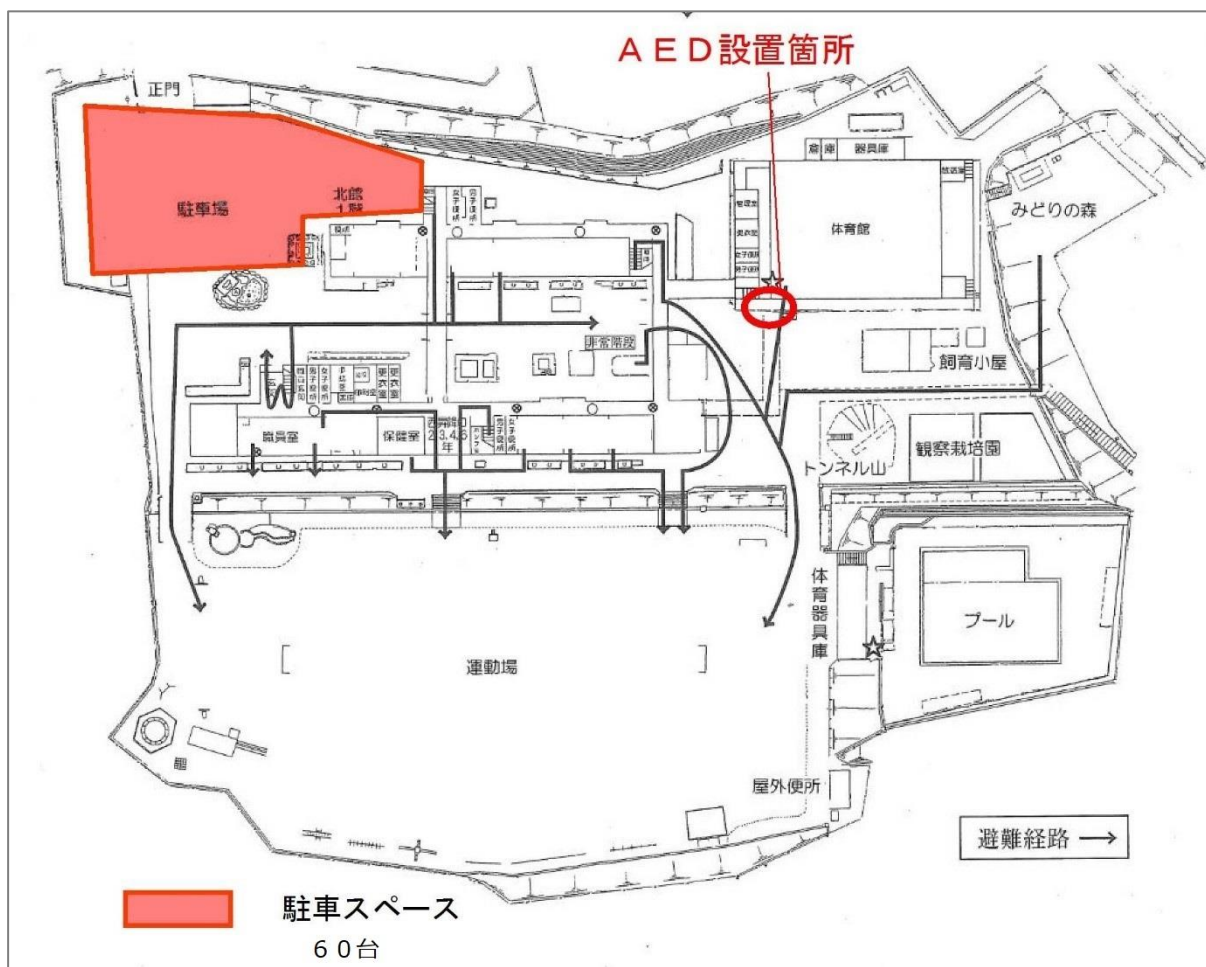
南小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



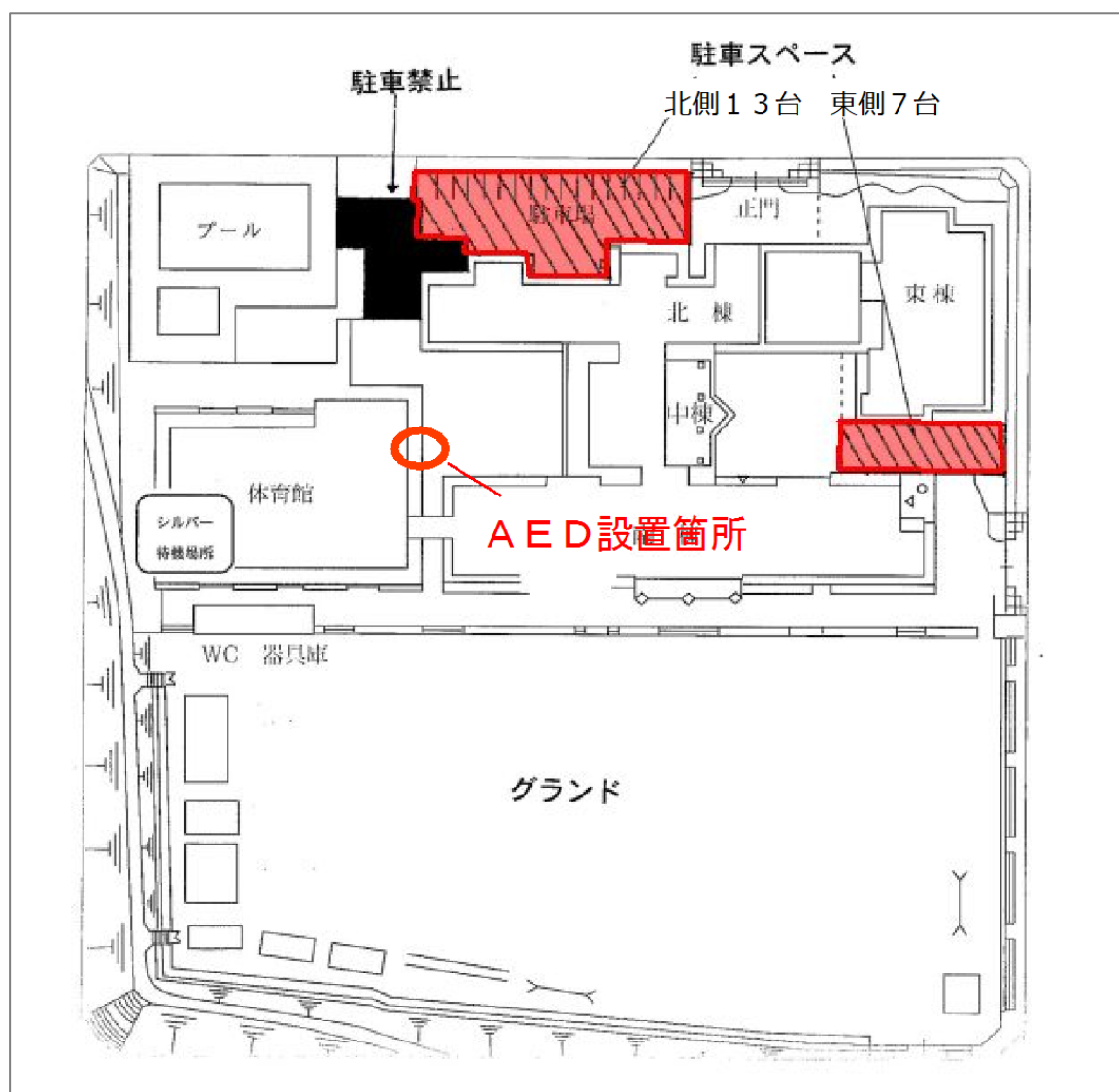
相野山小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



香久山小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



梨の木小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

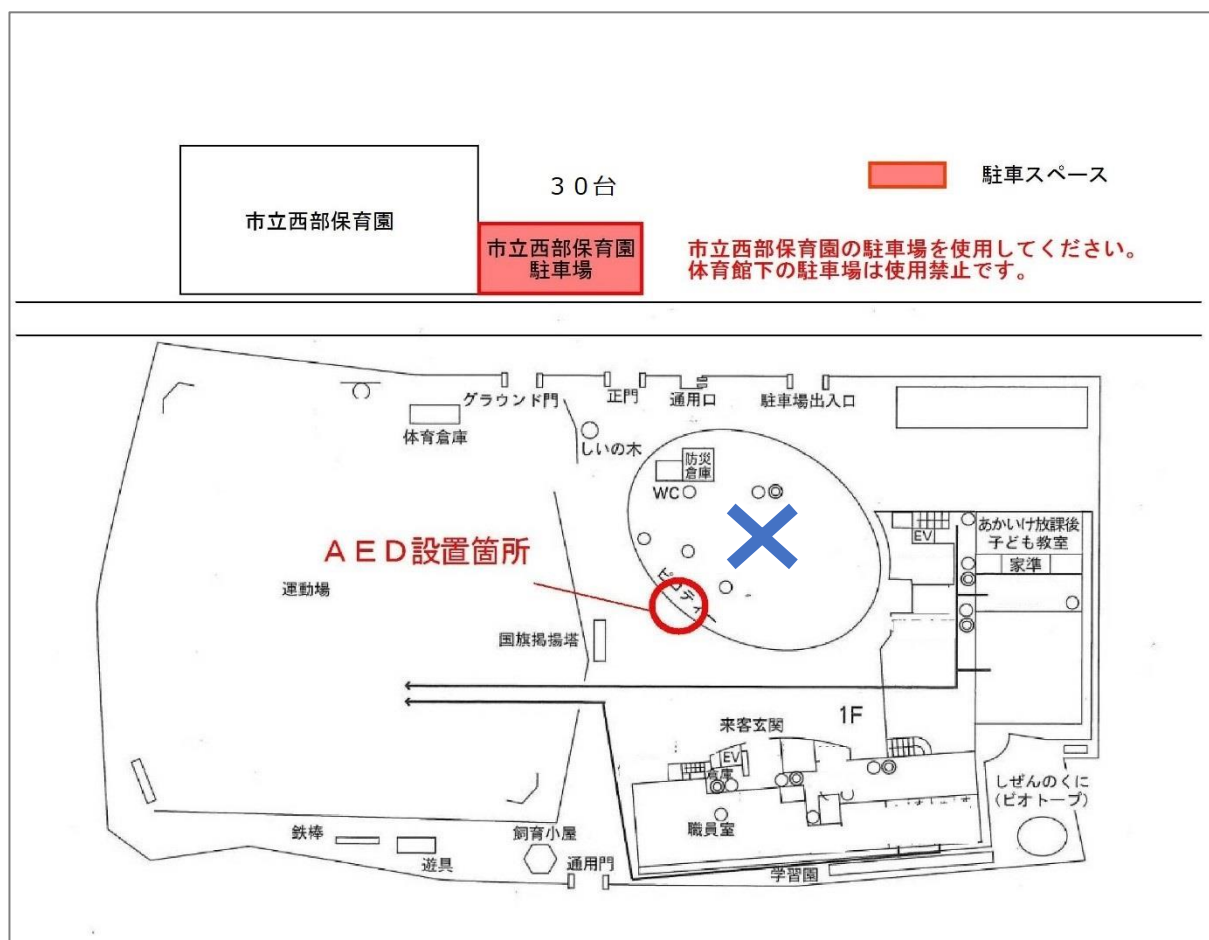


※Xのスペースには駐車をしないでください。



赤池小学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。

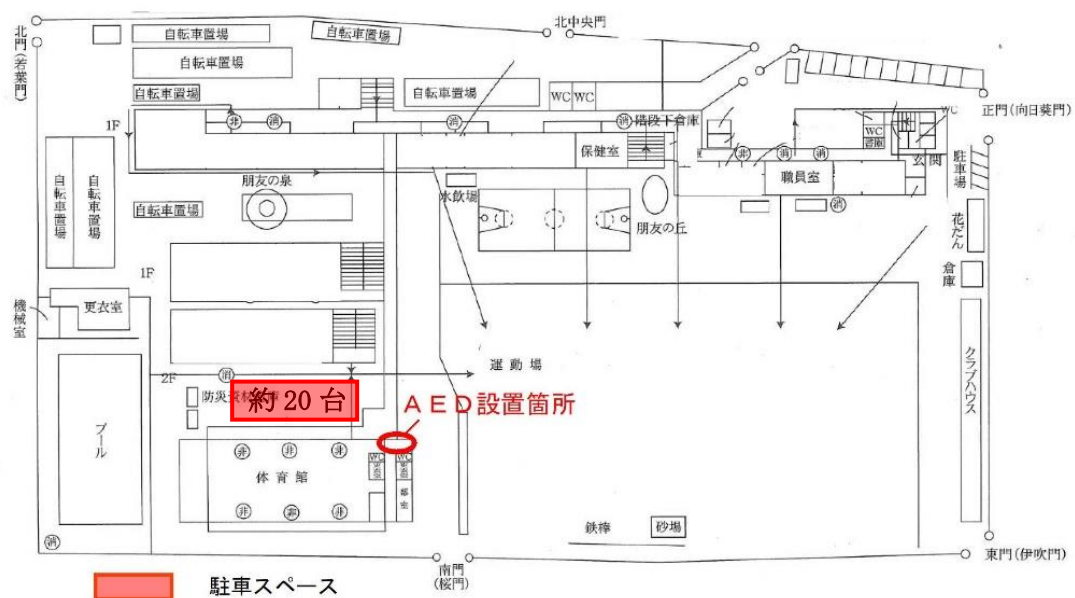


※体育館下のスペースには駐車をしないでください。



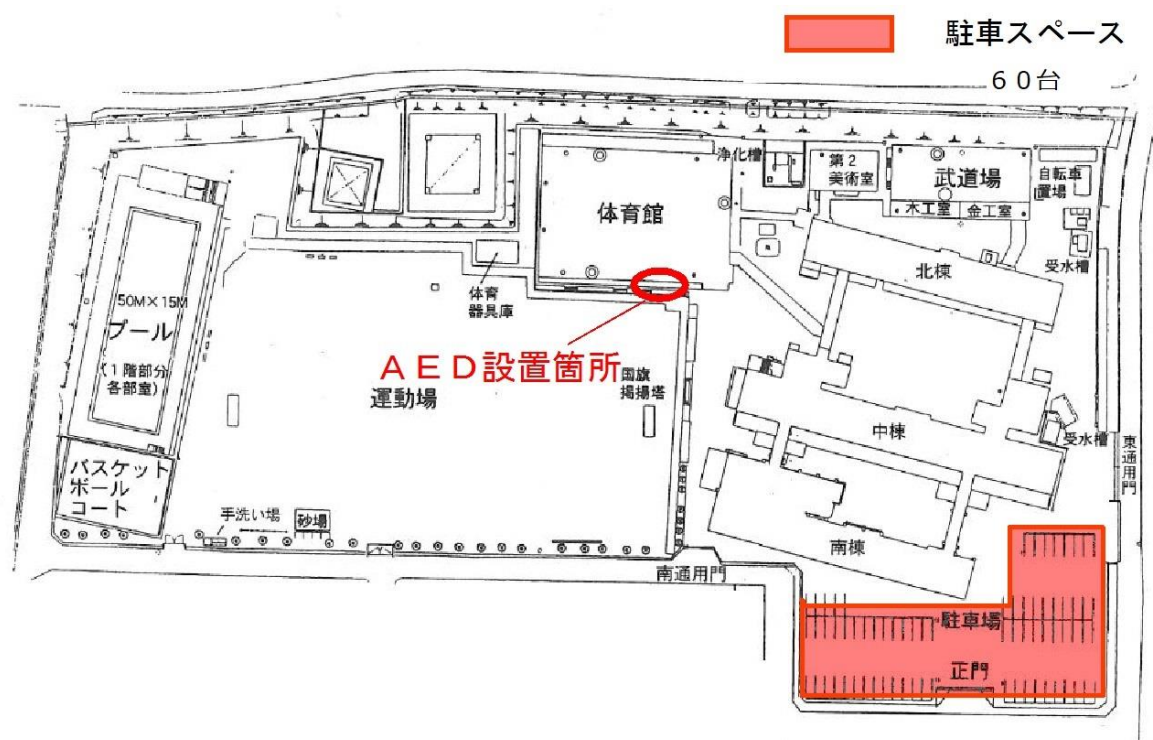
日進中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



日進西中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



日進東中学校 指定駐車場所及びAED設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



※正門へ向かう坂道には駐車をしないでください。



竹の山小学校・日進北中学校 指定駐車場所及びA E D設置場所

※指定場所以外には駐車しないでください。



お問合せ先

〒470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

日進市教育委員会学習政策課

TEL 0561-73-4169(直通)

FAX 0561-74-0258

E-MAIL gakushu@city.nisshin.lg.jp

